

産前・産後ヘルパー派遣事業

この事業は、産前・産後の体調不良等のために家事又は育児を行うことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣し、家事、乳児の育児支援等を行うことにより、母親の心身の健康を維持するとともに、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。

○ 対象となる方

体調不良等のために家事又は育児を行うことが困難で日中に同居の親族などが家事又は育児を行うことができないと認められる場合で以下に該当する方

- ・産前は母子健康手帳をお持ちの方
- ・産後12週以内にある方
(多胎の場合は産後1年以内)



○ サービス内容

《家事に関すること》

調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、そのほか必要な家事の手伝い

《育児に関すること》

おむつ交換の手伝い、沐浴(乳児の体を洗う事)介助、そのほか必要な育児の手伝い

○ 利用料金

利用料金は1時間以下で750円です。1時間以降は30分ごとに375円が加算されます。

世帯区分		利用料金
生活保護又は市民税非課税世帯		0円
その他の世帯	～ 1時間	750円
	1時間 ～ 1時間30分	1,125円
	1時間30分 ～ 2時間	1,500円

※1回(1日)あたりの利用時間は2時間以内とします。

- 派遣期間 産前(妊娠中)20時間、産後12週以内30時間を限度とします。多胎児の産後の場合は1年以内50時間を限度とします。
- 申請方法 事前に産前・産後ヘルパー派遣申請書を提出してください。

産前・産後ヘルパー派遣申請から利用までの流れ

1. 産前・産後ヘルパーの利用に関する情報の提供・相談
サービスや利用内容について、不明な点がある人、利用について相談したい人は、こども家庭課まで連絡してください。
2. 産前・産後ヘルパー派遣利用申請書の提出
ヘルパーの派遣を希望される人は、こども家庭課へ申請してください。
申請書はこども家庭課にあります。(市ホームページからもダウンロードできます。)
3. サービスの日程調整
産前・産後ヘルパーの派遣開始希望日が決まりましたら、こども家庭課までご連絡ください。
サービス内容の確認やサービスを受ける日程・時間など詳細について調整を行います。
4. 利用料の納付
産前・産後ヘルパーの利用料は、サービス提供後、ヘルパー派遣を行う事業者(ヘルパー事業所)に直接お支払いください。

